

豊中ブランド戦略 第2期総括及び（仮称）第3期豊中ブランド戦略策定業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務の目的

本市では、住まいや働く場所など、人々のさまざまな暮らしの舞台として本市が選ばれ、支持され続けるため、令和2年4月から、第2期豊中ブランド戦略に基づく具体的な取組みを進める。令和5年度は、第2期計画期間（令和2年度～令和5年度）の最終年度となる。本業務は、第2期豊中ブランド戦略の総括と課題の抽出を踏まえ、（仮称）第3期豊中ブランド戦略策定に向けた調査や提案等必要な支援業務の実施を目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

豊中ブランド戦略 第2期総括及び（仮称）第3期豊中ブランド戦略策定業務

(2) 業務内容

別添「豊中ブランド戦略 第2期総括及び（仮称）第3期豊中ブランド戦略策定業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日まで。

(4) 予算額

委託料の上限額：3,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※別途契約締結にかかる交渉を行うため、この提案上限価格での契約を約するものではない。

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）

第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 第二次審査結果通知日までに会社設立 1 年が経過していること。

4. 日程

	第一次審査がある場合 (応募者が 5 者以上の場合)	第一次審査がない場合 (応募者が 5 者未満の場合)
実施要領の公表	3 月 23 日 (木)	
質問事項の締切	3 月 31 日 (金) 午後 5 時まで (必着)	
質問事項への回答	4 月 7 日 (金)	
企画提案書の提出期限	4 月 14 日 (金) 午後 5 時まで (必着)	
第一次審査結果の通知予定日	4 月 21 日 (金)	4 月 19 日 (水)
提案への質問事項送付	4 月 26 日 (水)	
質問事項への回答期限	4 月 28 日 (金)	
第二次審査 (プレゼンテーション)	5 月 8 日 (月)	
第二次審査結果の通知予定日	5 月 12 日 (金)	
委託契約の締結予定日	5 月下旬	

※いずれも、令和 5 年 (2023 年)。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知する。

5. 応募書類

(1) 参加表明書 (様式 1)

正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。

(2) 業務経歴書 (様式 2)

これまで他自治体において同様の分野 (類似の策定支援業務) の業務を請け負った実績について記載すること。

- (3) 行政機関での同様または類似する業務の実績
複数ある場合は代表的なもの。複写可。
- (4) 統括責任者及び担当者の業務実績調書（様式3）
「専門分野」欄には、本業務に関する分野における専門分野を記入すること。
「参画した主要業務の概要と担当した分野」欄には、過去に参画した業務内容と担当した分野を記入すること。
- (5) 業務実施体制調書（様式4）
本業務を担当する体制を記載すること。
- (6) 処分歴等の確認書（様式5）
公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書を確認すること。
- (7) 企画提案書
（仮称）第3期豊中ブランド戦略は、第2期豊中ブランド戦略の目標やブランドアイデンティティなど、基本的な考え方を踏襲するものとする。
企画提案書の用紙サイズはA4判とし、以下の項目①②③の内容を必ず記載すること。
企画提案事項については、イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること（下記【参考】を参照してください。）
○企画提案事項（様式自由）
＜項目①＞第2期豊中ブランド戦略の総括及び課題の抽出を行うにあたっての論点設定
＜項目②＞（仮称）第3期豊中ブランド戦略策定に向けた調査方法・内容等
＜項目③＞（仮称）第3期豊中ブランド戦略における具体的な展開の項目及びリーディング事業の設定、指標の見直し案
- (8) 見積書
見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。
正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。
- (9) 団体の概要書（企業概要など）
連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）は必ず記載すること。

応募書類提出形式

- ・提出部数：①応募書類（1）～（9）各1部、②応募書類（2）～（9）のデータ
- ・形式：①A4判・左端綴、②CD-R
（注）①について、参加表明書（様式1）及び見積書は社印及び代表者印を押印すること。応募書類一式をファイル等で綴じずにクリップ等で止めて提出すること。
メールで提出する場合も、押印の必要な書類は郵送で送付の必要あり。
- ②について、提案者名（社印・代表者印・個人名含む）が記載されている様式はデータを二つ作成。一つは、提案者名が見えないようにして提出すること。

6. 応募書類の提出

(1) 提出先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 都市ブランド推進係（第一庁舎5階）

TEL:06-6858-3201

(2) 提出方法：持参又は郵送

・持参の場合：月～金曜日（午前9時から午後5時）

(3) 提出期限：令和5年（2023年）4月14日（金）午後5時（必着）

7. 応募書類の取り扱い

(1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めません。

(2) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、第一優先交渉権者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(3) 提出された応募書類等は返却しない。

(4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とする。

(5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認すること。

8. 質疑対応

質問がある場合は、「質問書」（様式6）をメールで事務局あてに提出すること。

・提出先アドレス：toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp

・提出期限：令和5年（2023年）3月31日（金）午後5時（必着）

なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和5年（2023年）4月7日（金）に、市のホームページに掲載し、個別には回答しない。なお電話等メール以外の方法で質問は受け付けない。

9. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、企画提案書、見積金額、第一次審査及び第二次審査で提案内容を総合的に評価し、第一優先交渉権者を選考する。

〈1〉第一次審査

①応募事業者が5者以上の場合、提出書類の内容を踏まえて採点を行い、合計得点により順位を決定し、上位4者により第二次審査を行う。第一次審査がない場合は、その旨の通知を令和5年（2023年）4月19日（水）に全応募者あてに通知する。

②第一次審査通過者には、その旨と第二次審査（プレゼンテーション）の案内、その他の応募者には選考外となった旨を令和5年（2023年）4月21日（金）に通知する。

〈2〉第二次審査

①第二次審査は、提案書及び提出書類に基づくプレゼンテーションを行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。プレゼンテーションの結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としめない。得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定する。

(2) 評価項目

審査項目	配点	備考
1. 業務経歴・担当者 実績・業務実施体制	10点	○類似する業務の実績 ○本業務を担当する実施体制について
	10点	○提案内容の実現性についての評価

2. 企画提案内容	10点	○企画提案書作成やプレゼンテーション能力及び取組み姿勢についての評価
	20点	○<項目①>について
	20点	○<項目②>について
	20点	○<項目③>について
3. 見積額	10点	○見積額が妥当か
4. 処分歴等	内容に応じて減点	○処分歴等についての評価

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和5年（2023年）5月12日（金）にメールと郵便にて通知する。

なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続を経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものでない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市のホームページ等により公表する。

10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (7) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (9) 一団体で複数の提案をした場合
- (10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (11) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (13) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (14) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

11. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、令和5年（2023年）5月下旬の契約締結を目途に、市と契約手続を行う。

なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。

- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。

- (3) 本業務の受託者は、「豊中市財務規則」に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

1 2. 留意事項

- (1) 本プロポーザル方式に要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報を含む。）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することができない。
- (6) 本プロポーザル方式の応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

1 3. 応募・質問等の問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 都市ブランド推進係

TEL:06-6858-3201

FAX : 06-6858-3684

Mail : toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.ne.jp

【参考】

○豊中ブランド戦略

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/bunka/culture_plan/brandsenryaku.html

○豊中ブランド戦略審議会

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/shingikai/fuzokukikan/soshikibetsu/tosikaturyoku/tosikatu/brand_s_shingikai/index.html

○第 4 次豊中市総合計画

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/keikaku/soukei4/index.html>

○経営戦略方針 2022～2025

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/keieisenryakuhoushin/abcd.html>

○基本政策

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/kihon_seisaku/r4kihonseisaku.html

○豊中市魅力発信サイト

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/index.html>